

平成 19 年1月 10 日

各 位

会社名 大阪有機化学工業株式会社
代表者 取締役社長 鎮目 泰昌
(コード番号:4187 東証第二部・大証第二部)
問合せ先 管理本部長 今井田 剛
TEL 06-6264-5071

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年1月 10 日開催の取締役会において、平成 19 年2月 23 日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年5月 1 日に施行されたことなどに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更案第 4 条 (公告方法)

公告閲覧の利便性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、電子公告制度を採用し、併せてやむ得ない事由により、電子公告によることができない場合の措置を定めるため、規定の変更を行うものであります。

② 変更案第 5 条 (機関の設置)、第 9 条 (株券の発行)、第 12 条 (株主名簿管理人) 整備法において、定款に定めがあるものとみなされた事項について明記するものであります。

③ 変更案第 11 条 (単元未満株主の権利制限)

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利行使できる内容を明確にするため新設するものであります。

④ 変更案第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示し、株主の皆様提供できるようにするため新設するものであります。

⑤ 変更案第 21 条 (取締役の員数)

当社の経営規模に応じた適正員数として、取締役の員数を 12 名以内と定めるものであります。

⑥ 変更案第 27 条（取締役会の決議の省略）

取締役会の機動性を向上させることを目的とし、必要が生じた場合に書面または電子的な方法により取締役会の決議を行うことを可能とするために取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。

⑦ 変更案 第 4 章、第 5 章（取締役および取締役会）、（監査役および監査役会）

現行の第 4 章 取締役、監査役および取締役会、監査役会を離し、第 4 条に取締役および取締役会、第 5 章に監査役および監査役会を置くものであります。また、第 4 章（取締役会の決議の方法）（取締役会の議事録）（取締役会規則）（取締役の報酬等）第 5 条（監査役会の決議の方法）（監査役会の議事録）（監査役会規則）（監査役の報酬等）を新たに会社法に沿って明文化したものであります。

⑧ 変更案第 37 条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）

補欠監査役の予選の効力の期間を定め規定を新設するものであります。

⑨ 変更案第 31 条、第 32 条、第 43 条、第 44 条（取締役・監査役の責任免除および社外取締役・社外監査役の責任限定契約）

取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待できる役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を「会社法」で定める範囲内で免除すること、並びに社外から有為な人材を迎えやすくすることを目的に社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

⑩ 変更案第 6 章第 46 条～第 48 条（会計監査人）

会計監査人の選任・任期・報酬等に関する規定も併せて新設するものであります。

⑪ 変更案第 49 条（会計監査人との責任限定契約）

会計監査人が職務の遂行にあたり期待できる役割を十分に発揮できるよう、会計監査人の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

⑫ その他、会社法施行に伴う用語および引用条文の変更等に伴い、所要の変更を行うものであります。

（2）現行定款を全面的に見直し、条文の整備並びに字句の修正を行うとともに、規定の新設並びに削除に伴う章数、条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 2 月 23 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 2 月 23 日（金）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は大阪有機化学工業株式会社と称し、英文ではOSAKA ORGANIC CHEMICAL INDUSTRY LTD. と表示する。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第2条 当社は本店を大阪市に置く。</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、<u>下記</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 化学薬品<u>及び</u>工業薬品の製造、販売<u>及び</u>輸出入 2. 油脂製品の製造、販売<u>及び</u>輸出入 3. 動物用医薬品の製造、販売<u>及び</u>輸出入 4. 医薬品の製造、販売<u>及び</u>輸出入 5. 化学工業に関する研究<u>及び</u>分析鑑定<u>の受託</u> 6. 化学肥料の製造、販売<u>及び</u>輸出入 7. 不動産の売買、賃貸借、仲介<u>及び</u>管理 8. 前各号に附帯または関連する一切の事業 <p>(<u>公告</u>の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は<u>日本経済新聞</u>に掲載する。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>大阪</u>有機化学工業株式会社と称し、英文ではOSAKA ORGANIC CHEMICAL INDUSTRY LTD. と表示する。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第2条 当社は、<u>本店</u>を大阪市に置く。</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 化学薬品<u>および</u>工業薬品の製造、販売<u>および</u>輸出入 2. 油脂製品の製造、販売<u>および</u>輸出入 3. 動物用医薬品の製造、販売<u>および</u>輸出入 4. 医薬品の製造、販売<u>および</u>輸出入 5. 化学工業に関する研究<u>および</u>分析鑑定<u>の受託</u> 6. 化学肥料の製造、販売<u>および</u>輸出入 7. 不動産の売買、賃貸借、仲介<u>および</u>管理 8. 前各号に附帯または関連する一切の事業 <p>(<u>公告</u>方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。 2. <u>やむを得ない事由により、電子公告</u>によることができない場合は、日本</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 7, 600 万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は 100 株とする。</p> <p>2. 当社は 1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(<u>機関の設置</u>)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、76,000,000 株とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(第 9 条へ移設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その単元未満株式の数と併せて</p> <p>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すよう当社に対して請求（以下「買増請求」という）することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取</p>	<p>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求（以下「買増し」という）することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. 買増しをすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第11条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを行うことのできる権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によ</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）<u>および</u>、株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取りおよび売渡し</u>その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>って<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿<u>および新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し</u>その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第<u>10</u>条 当社は<u>毎決算期日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項の場合のほか、定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議に<u>よ</u>り、<u>予め</u>公告して、基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第<u>13</u>条 当社は、<u>毎年 11 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された<u>議決権を有する</u>株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる</u>株主とする。</p> <p>2. 前項の場合のほか、定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議に<u>よ</u>つて、<u>あらかじめ</u>公告して、基準日を定めることができる。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>11</u>条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取りおよび売渡し</u>その他株式に関する取扱の<u>手続および手数料</u>は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>14</u>条 当社が<u>発行する</u>株券の種類、<u>ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取りおよび買増し</u>その他株式に関する取扱いの手続および手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 <u>1 2</u> 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>1 2</u> 月 1 日から <u>3 カ</u> 月以内に招集し臨時株主総会は<u>その必要</u>がある場合に<u>随時これを招集</u>する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 <u>1 3</u> 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、取締役会長または取締役社長が<u>その議長</u>となる。</p> <p>2. 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会において<u>予め定めた順序</u>に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第 <u>1 4</u> 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第<u>15</u>条 当社の定時株主総会は、毎年<u>12</u>月 1 日から <u>3 ヶ</u> 月以内に招集し、<u>臨時株主総会は、必要</u>がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第<u>16</u>条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、取締役会長または取締役社長が議長となる。</p> <p>2. 取締役会長および取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序</u>に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第<u>17</u>条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第<u>18</u>条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する<u>ことができる株主の議決権の過</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>商法第343条の規定</u>によるべき決議は、<u>総株主の議決権</u>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>決する</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第<u>15</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会<u>毎</u>に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役、<u>監査役</u>および取締役会、<u>監査役会</u></p> <p>(取締役および<u>監査役</u>の員数)</p> <p>第<u>16</u>条 当会社の取締役は<u>15</u>名以内、<u>監査役</u>は4名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社は監査役が法令または定款に定める数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者を選任することができる。</u></p> <p>(取締役および<u>監査役、監査役補欠者</u>の選任)</p> <p>第<u>17</u>条 当会社の取締役および<u>監査役</u>は、株主総会において選任する。ま</p>	<p>半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定め</u>によるべき決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権</u>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第<u>19</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1</u>名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごと</u>に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(<u>議事録</u>)</p> <p>第<u>20</u>条 株主総会における<u>議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (監査役および監査役会に関する事項は、第5章へ移設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第<u>21</u>条 当会社の取締役は<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第<u>22</u>条 取締役は、<u>株主総会の決議によつて選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>た、監査役補欠者は、定時株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役、監査役補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3. <u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>4. <u>監査役補欠者選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第18条 <u>取締役および監査役の任期は、取締役は就任後2年内、監査役は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役および監査役補欠者が監査役に就任した際の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会および監査役会の招集)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u> (第37条へ移設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (第36条および第37条へ移設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3. 取締役会および監査役会の招集は、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(第25条および第38条へ移設)</p>
(第19条より移設)	<p><u>(取締役会の招集通知)</u> 第25条 <u>取締役会の招集は、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(取締役会の決議の方法)</u> 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u> 第27条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(取締役会の議事録)</u> 第28条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(取締役会規則)</u> 第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役、<u>役付取締役および常勤監査役</u>) 第20条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって取締役のうちから、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>規則による。</u></p> <p>(<u>取締役の報酬等</u>) 第30条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第31条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第32条 <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第33条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(第45条へ移設)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(第 16 条より移設)	<u>(監査役の員数)</u> <u>第34条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u>
(第 17 条より移設)	<u>(監査役の選任)</u> <u>第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(第 18 条より移設)	<u>(監査役の任期)</u> <u>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
(第 17 条より移設)	<u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> <u>第37条 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任のあった株主総会后4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の招集)</u> <u>第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第39条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第40条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役会規則)</u> 第41条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第42条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第43条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第44条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第 20 条より移設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 計 算</p>	<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第45条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第47条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人との責任限定契約)</u></p> <p><u>第49条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(営業年度)</u></p> <p>第21条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年12月1日から翌年11月30日まで<u>の年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p><u>(事業年度)</u></p> <p>第50条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</p>
<p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第22条 <u>利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p>	<p><u>(剰余金の配当等)</u></p> <p>第51条 当社は、株主総会の決議によって<u>毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。</u></p>
<p><u>(中間配当金)</u> (第51条へ移設)</p> <p>第23条 当社は取締役会の決議により、<u>毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に定める金銭の分配（中間配当という）を行うことができる。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>
<p><u>(除斥期間)</u></p> <p>第24条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領なきときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>(除斥期間)</u></p> <p>第52条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>